

国民年金保険料の納め忘れはありませんか？

保険料の納め忘れがありますと、将来受け取る年金額が少なくなったり、年金を受けられなくなる場合もあります。また、万が一の事故やケガ等で障害者になったり、亡くなったりした時に、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられなくなってしまうことがありますのでご注意ください。

保険料納付の案内 皆様のご理解をよろしくお願いします

》電話による納付案内

社会保険事務所では、皆様のご自宅に電話による国民年金保険料の納付の案内をしています。

最近、社会保険職員等を名乗って個人情報を聞き出す不審な電話があるようですのでご注意ください。社会保険事務所では電話で個人情報を聞き出すことはありません。もし、このような不審な電話等がありましたら、お手数ですがお近くの社会保険事務所までご連絡をお願いします。

》国民年金推進員による戸別訪問

社会保険事務所の職員である「国民年金推進員」等がご自宅にお伺いしています。

お話しする内容は、保険料納付のご案内、口座振替のお願い、国民年金制度の説明などです。

国民年金推進員等は、常に身分証明書を携帯しています。

過去2年以内で保険料を納めていない月がある人は…

国民年金保険料は、後でまとめて納めたいと思っても、2年で納められなくなってしまいます。納め忘れのある人は、早めに納めてください。納付書を無くしてしまった人や分割を希望される人は、お近くの社会保険事務所にご連絡いただければ、新たに納付書を作成し郵送します。

国民年金の保険料は、安心・便利な口座振替で！

口座振替の利点は？

- 保険料は、指定した預金口座から毎月自動的に引き落とされますので、納め忘れがなく安心です。
- 申し込み手続きや、引き落としには一切手数料はかかりません。
- 手間と時間が省けますので、お忙しい方にはとても便利です。



まだ、手続きをしていないあなたも、この機会に便利な「口座振替」にしてみませんか？

いつから振替になるの？

届出をした翌月の末日から国民年金保険料が振替えられます（毎月納付で末日が休日の場合は翌営業日、前納で末日が休日の場合は前営業日が期日となります）。

手続きは？

ご希望の金融機関・郵便局の窓口に銀行印、預金通帳、保険料の納付書を持参して申し込んで下さい（注：正式には社会保険事務所まで処理した翌月末、月末に届出すると、翌月には口座振替にならないことでもご注意ください）。

国民年金保険料を口座振替で納付されているみなさまへのお知らせ

国民年金を納付されたみなさまには、振替するつど、領収済額と翌月の振替予定額をあわせて通知していましたが、平成16年度から（平成16年4月分の保険料からは口座振替額通知書と領収済額通知書に分けて）それぞれ年に1回の通知に変更になりました。

口座振替額通知書	毎月の口座振替の人	4月にその年度の各月の国民年金保険料振替額と振替日をお知らせします。
	1年前納、半年前納の人	上記と同じ
領収済額通知書	毎月の口座振替の人	翌年の6月に年度分（4月～翌年3月分）の領収済額をお知らせします。
	1年前納の人	その年の6月に領収済額をお知らせします。
	半年前納の人	上半期分（4月～9月分）をその年の6月に、下半期分（10月～翌年3月分）をその年の12月にお知らせします。

～ 詳しくは、お近くの社会保険事務所へお問い合わせください ～

訂正とお詫び

広報かみのかわ8月号の国民年金の記事（14ページ）に誤りがありました。繰下げ支給「①…老齢基礎年金の繰下げ支給は廃止され…」を「…老齢厚生年金の繰下げ支給は廃止され…」に訂正しお詫びいたします。

▼問い合わせ先＝住民課 国民年金係 ☎ 9127・宇都宮西社会保険事務所 ☎ 028 (622) 4222

DV＝ドメスティックバイオレンス

日本語で直訳すると「家庭内暴力」か、「家族間の暴力」となります。昔からDVがあったのは明らかですが、被害が見えにくく、ようやく今になって問題視されるようになり、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」＝「DV防止法」が施行されました。この「DV防止法」での「配偶者からの暴力」とは、夫や恋人など親密な関係にある男性から女性に対して振るわれる暴力という意味で使われています。

「パートナーから受ける暴力」には次のようなものがあげられます

ことばの暴力・心理的暴力

ことばなどで女性をおとしめる・はずかしめる・悪口を言う・大切な物を壊す

経済的暴力

仕事をさせない・家計の管理を独占する経済封鎖

性的暴力

望まない性行為を強要・性器や胸を傷つける・女性を性的対象としてのみ扱う

子どもを利用した暴力

子どもに悪い女性と思わせる・子どもの前で女性を避難・罵倒する

強要おしこ

危害を加えると脅す・「別れる」「自殺する」と脅す・表情や身振りで脅えさせる・家具など物を破壊する・ペットを虐待する

召使いのように扱う

「この家のご主人様はおれだ」「おれにさからうのか」「女は黙っている」「女は〇〇していれ」「女はくせだ」

暴力を正当化する

暴力はなかったと言い張る・「暴力を振るわせるお前が悪い」「暴力を女性のせいにする」

孤立させる

実家や友人とのつきあいを制限する。

内閣府の「男女間における暴力の調査」で、20人に1人の女性が夫から命の危険を感じるくらいに暴行を受けたことがあると答えており、よつに、多くの女性が夫から被害を受けています。このようなことは絶対にあってはいけないことです。



※悩んでいる人、左記の相談機関へ一度相談してみてもいいかですか。

- 婦人相談所 (配偶者暴力相談支援センター) ☎028 (622) 8644
- 県南健康福祉センター 地域福祉課 一般相談 ☎0285 (21) 2294
- パルティ相談室 一般相談 ☎028 (665) 7714
- 石橋警察署生活安全課相談係 (身体的暴力に限る) ☎0110
- 上三川交番 (身体的な暴力に限る) ☎2004

▼問い合わせ先＝
 人権擁護課 女性青少年係
 ☎9152

実りの秋!油断せず安全な農作業を

秋の農作業安全運動推進期間 (9月1日～10月31日)

農作業事故は、重傷・死亡事故ともに依然として後を絶ちません。事故の多くは「慣れからくる油断」や「疲労による注意力の低下」が原因です。

県内では、昨年農作業事故が原因で5人の尊い命が失われました。これから、実りの秋を迎え、農家の皆さんにとって忙しい時期になりますが、油断せず、ゆとりを持って安全な農作業に心がけてください。

▼問い合わせ先＝栃木県農務部経営技術課環境保全型農業担当

☎028 (623) 2285